市営住宅を退去される方へ

退去される日の１０日前までに下記の書類をご提出ください。

「退去される日」とは部屋の中が空になった状態のことをいいます。

※借上げ市営住宅にお住まいの方が退去する場合は、必ず
公社までお問い合わせください。

（このPDFファイルに記載された内容とは修繕区分等が異なります。）

＜提出書類＞

１　市営住宅退去届出書

２　市営住宅退去者負担金承諾書

３　敷金返還請求書

４　返還先となる金融機関の支店名、口座番号を確認できる
　　書類（通帳の写しなど）

５　退去立ち会いの希望日について
　　（来社のうえ手続きする場合は不要です）

なお、状況により追加書類が必要となる場合があります。
（名義人がお亡くなりになった場合等）

提出前に公社まで確認をお願いします。

事務局次長	入居管理グループ長	係 長	係

第38号様式

No.

市営住宅退去届出書

年 月 日

（あて先）千葉市

住 所 千葉市 区

団 地 名 団地 （番） 棟 号

入居者氏名

（注）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号 （ ） ―

電子メールアドレス @

差出 /

受取 /

宮第1

私は、都合により 年 月 日 市営住宅を退去しますので、千葉市営住宅条例第43条の規定により次のとおり届け出ます。

なお、転出に際しては、増築物、造作物をすべて撤去し、原状回復のうえ住宅を返還します。

1 転出連絡先（届出人連絡先）
- 住 所 （〒 ― ）
- 名 称 （届出人）
- 電 話 （自宅） （携帯）

2 鍵返還日
- ア 千葉市住宅供給公社へ 本 月 日 持参・郵送 ※ 他のカギは後日提出
- イ その他（ ） 本 月 日
- ウ 当公社控え分 本 月 日 確認

3 退去立会い
- ア 立会日 月 日（ ）午前・午後 :
  立会いに必要となるもの **※カギ**(本・複 全て)、**印鑑**、**取扱説明書**(有る方のみ)
- イ 再設定依頼 （ 月 日依頼文発送 普通 ・ 特送 ）
- ウ 後日連絡 （ 月 日頃までに連絡）
- エ 立会いしない ※カギの返還 月 日 までに提出の予定

4 駐車場 **有**（借上げ・公社管理・自治会その他）・ **無** ・ **不明**
※**有**の場合は**手続**が必要です。

5 備 考

中止	再設定
検	Cy
Cy	検
ｼｽ	ｼｽ

入力 Cy

処理完了 駐

窓 口

（事務処理欄）

退去事務必要事項	入居年月日	S 年 月 日 H	敷 金	MIC 円 / 紙台帳 円
	月額家賃	円	日割家賃	円
	修繕依頼	有 無	鍵交換	有 無
	管理台帳除票	済 未	異動票の作成	済 未
	備 考	一般退去 その他（ ） 入居時の家賃支払方法 ･･･ 口座振替 ・ 納付書払い ・ 代理納付 住宅改善事業実施住戸 ･･･ 該 当 ・ 非該当 浴室 ･･･ 給湯式 ・ 風呂釜式 ・ 浴室あり浴槽なし ・ 浴室無し		

敷

日割処理

借上公営
車
(No.)
太平 P246-1315 / :
W
整へ共益費（全件通知必須）

修完予定日 消去

検査依頼 / :

MIC入力 /

ｼｽﾃﾑ入力 一部・完了

No.

市営住宅退去者負担金承諾書

年　　月　　日

千葉市長

団　地　名　　　　　　　団地　（番）　棟　　号

入居者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

私は、都合により千葉市営住宅を退去しますので、住戸の原状回復について下記のとおり承諾いたします。

記

1　退去住宅の原状回復（残存物の処分を含む）については千葉市が実施すること。

2　千葉市が行う原状回復については、千葉市の業務委託先である千葉市住宅供給公社（以下「公社」とする。）が行うこと。

3　原状回復費用の見積り査定については公社が行い、公社が査定した金額を退去修繕退去者負担金とすること。

4　残存物（屋内、屋外、自動車、その他残置した物品一切を含む。以下同じ）があったとき、その所有権を放棄するとともに千葉市がこれを処分すること。

5　残存物の処分にかかる費用が退去修繕退去者負担金に含まれること。

6　退去修繕退去者負担金の確定後、千葉市から送付する納付書により必要な金員を支払うこと。

敷　金　返　還　請　求　書

千 葉 市 長

整理番号＿＿＿＿＿＿

平 成　　年　　月　　日 に 退 去 し た 住 宅 の 敷 金 ＿＿＿＿＿＿ 円 を請求します。

平成　　年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿ 印

振込先＿＿＿＿＿＿ 銀　行 / 信用金庫 ＿＿＿＿＿＿ 支店　口座番号　当　座 / 普　通　No.＿＿＿＿＿＿　口座名義人(ｶﾅ)＿＿＿＿＿＿

※振込先の金融機関口座が、請求者と異なる方をご希望の方は別紙の委任状の提出が必要となります。

納　入　済 敷　　　金		千葉市営住宅条例第２１条 に基づく控除分		
円	―	円	＝	円

退 去 修 繕 退 去 者 負 担 金 充 当 依 頼 書

千 葉 市 長

整理番号＿＿＿＿＿＿

千葉市より返還される敷金のうち、 金＿＿＿＿＿＿円 について、退去修繕退去者負担金へ充てることを依頼します。

平成　　年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿ 印

退去立ち会いの希望日について

修繕個所を確認し、修繕の費用を算定するため、**退去後**に双方立会いで確認を行ないます。当公社職員が現地に伺いますので、ご都合のよい日時をご連絡ください。

① まず、お名前等をご記入ください。

団地名・棟号	
氏名	
届出人	※同上の場合は不要

連絡先電話（　　　）　　　－

② 立会いの希望日時をご記入ください。

	希望日（月～金）	時間 ご希望の時間に○をつけてください。 （立会いの時間は30分程度です。）
1	月　日（　）	11:00～　・　14:00～
2	月　日（　）	11:00～　・　14:00～
3	月　日（　）	11:00～　・　14:00～
（予約の状況により、ご希望に添えない場合もあります。ご了承ください）		

立会いを**ご希望しない**場合は、その旨**ご記入の上**、この用紙をそのままご提出(郵送)ください。

③ この用紙を**そのまま**ご提出(郵送)ください。
届き次第、こちらからご連絡させていただきます。

○ お手数をおかけしますが、よろしくお願いします。

千葉市住宅供給公社　(043)245-7513　FAX(043)245-7517

市 営 住 宅　退 去 時 の ご 案 内

＜借上げ市営住宅にお住まいの方は内容が異なります。必ず公社までお問い合わせください＞

【退去日までに行うこと】

◎　**原状回復**をお願いします。取り付けたもの、貼り付けたものはすべて取り外してください。

例：照明器具、網戸、カーペット、 風呂釜、浴槽、換気扇、湯沸器、カーテンレール、
シール、増築物、物置、テレビアンテナ、プロパンガスなど

※　風呂釜や換気扇を取り外した後の開口部分はベニヤ等でフタをしてください。

なお、上記以外でも物品が残っている場合は、残存物として処理費用が掛かります。

＊　引越しの際、不要な物品が生じた場合は、千葉市のルールに従って処理してください。

◎　電気、ガス、水道、公共下水道、NHK、電話、新聞などの契約解除・料金精算・退去に伴う住所変更、及び郵便物の転送は、必ず手続きをして下さい。

公　共　機　関　連絡先一覧表			
電 気		東京電力千葉営業所	０１２０－９９－５５５１
ガ ス	小倉台団地	千葉ガス 小倉台サービス店	０４３－２３３－１１２６
	浜野団地 と 緑区内の団地	大多喜ガス 千葉営業所	０４３－２９１－１１４３
	上記以外	東京ガス お客様センター	０４３－２４２－６１２１
水 道		県水道局 お客様センター	０４３－３１０－０３２１
公共下水道		ＣＤＣ情報システム	０４３－２２４－５５８８

＊　自治会費及び駐車場などの支払い

退去までに町内自治会などで所定の手続きをして下さい。千葉市が直接管理している駐車場を使用している方は、公社にて解約の手続きをして下さい。

なお、管理人にも退去の連絡をお願いします。

＊　汲み取り式トイレ

トイレが汲み取り式の住戸は、必ず業者に連絡して、全部汲み取りをして下さい。

＊　郵便受けなどの措置

ドアの郵便受け、1階階段入口の郵便受けは、不要な郵便物などを入れられないように投入口をテープなどでふさいで下さい。

【退去立会い】

◎　修繕内容の確認、見積額の提示などのため、退去者と公社の双方による立会いを行います。

（平日　午前11:00～ か 午後14:00～　30分程度）

※ 転居先が、他県など遠方であるなどの事情で、立会いができない方はご相談ください。

【修繕の区分】

◎ 退去者の修繕区分

畳の表替え、襖・天袋の張り替えは退去者の負担となります。その他の残存物の処理、床・壁・柱・天井などで故意または通常ではあり得ない損傷の修繕、または、著しい汚れの清掃は退去者の負担となります。

＊ 修繕費用並びに敷金の扱い

入居時に納入された敷金は、修繕費用として充当します。(滞納がない方に限る。)

不足分については、修繕費用として後日請求しますので速やかに支払いください。

なお、修繕査定額が敷金以下であった場合は、ご指定の口座(名義人の口座で郵便局以外)に、後日(2～3か月後)振り込みます。(通帳表紙のコピーを提出して下さい)

＊ ご自身で発注する方

千葉市指定修繕業者以外に作業を行なわせる場合は、畳・襖などの規格がありますので、職員にお尋ねください。

【玄関鍵などの返還】

◎ 入居時に玄関カギを2本交付しています。退去手続きの際に1本、退去後の立会時に残りのカギを返還して下さい。コピーキーを作成している場合も、立会い時に全て返還して下さい。

なお、入居中に鍵交換をされている場合は職員にお問い合わせ下さい。

＊ 鍵交換の負担

1本でも紛失などして、公社から交付した鍵が返還されない場合は、鍵交換の費用を頂きます。

【家賃の支払い】

退去日までの家賃の支払いをお願いします。(市営住宅の家賃は後払いです)

◎ **口座振替**の方

退去日までの家賃を、退去月の月末に口座より引き落としを行います。

なお、月の途中で退去される場合、手続きの都合上、当該月分の家賃が引き落とされる場合がありますが、後日返還の手続きをしますのでご了承願います。

◎ **納付書**払いの方(**月末に退去**で日割なし)

月末に退去される方は、お手持ちの納付書でお支払いください。

◎ **納付書**払いの方(**月途中の退去**で日割あり)

日割の納付書を郵送いたしますので、到着次第お支払いください。

※ 当日ご持参いただくもの　**カギ**(本・複 全て)、**印鑑**、**取扱説明書**(有る方のみ)

≪ご連絡先≫ 〒260-0026 千葉市中央区千葉港2－1 千葉中央コミュニティー1階

千葉市住宅供給公社　TEL 043-245-7513　FAX 043-245-7517

市営住宅を退去されるお客様へ

室内の露出電話配線の撤去についてお願い

退去される際には、入居時の状態へ原状回復のうえ、住宅を返還してください。

退去査定検査時に**電話露出配線**が残っている場合には、原状回復費用の一部として**配線撤去費**を査定する場合があります。

電話の解約申込時に、宅内電話配線をレンタル使用している方は配線の撤去も一緒に依頼することで**ＮＴＴ東日本が無償で**配線を撤去します。（宅内電話配線を買い取った場合には**配線撤去は有料となります。）解約申込時**には、**露出配線の撤去**もあわせてご依頼ください。また、電話の解約時に電話の移転の場合には、無償で配線を撤去しますが、電話を廃止する場合には配線の撤去は有料となります。

○ 電話配線が露出配線となっている団地の一覧表

区	団地			
中央区	南町団地	浜野団地		
花見川区	宮野木町第2団地	さつきが丘団地		
稲毛区	園生第2団地	小仲台富士見団地		
若葉区	小倉台団地	大宮町第1団地	大宮町第2団地	
	千城台第1団地	千城台第2団地	千城台第3団地	千城台第4団地
	千城台第5団地	千城台第6団地	千城台第7団地	
	貝塚団地	桜木第2団地		
緑区	北河原坂団地	鎌取団地		
	古市場第1団地	古市場第2団地	古市場第3団地	
	誉田1丁目団地	誉田2丁目団地	おゆみ野第1団地	おゆみ野第2団地
美浜区	高浜第1団地	高浜第2団地	高浜第3団地	高浜第4団地